

※各評価項目に対する各申請書への記載に当たっては、『総合評価に関する事項』に係る留意事項等（以下「留意事項等」という。）をよく読んでください。

総合評価に関する事項

工 事 名 R 7 営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事屋外管（担い手確保型）

工 事 箇 所 鳴門市撫養町立岩

1 入札の評価に関する基準

この工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は、次のとおりとする。

① 簡易な施工計画の評価

評価項目	評価基準	配点	得点
「施工上配慮すべき事項」の適切性	施工上配慮すべき事項が工事特性（工事内容、環境条件等）を踏まえて適切であり、特に優れた内容である。	20.0	/ 20.0
	施工上配慮すべき事項が工事特性（工事内容、環境条件等）を踏まえて適切であり、優れた内容である。	15.0	
	施工上配慮すべき事項が工事特性（工事内容、環境条件等）を踏まえて適切であり、特に良い内容である。	10.0	
	施工上配慮すべき事項が工事特性（工事内容、環境条件等）を踏まえて適切であり、良い内容である。	5.0	
	施工上配慮すべき事項が工事特性（工事内容、環境条件等）を踏まえて適切である。	0.0	
「施工上の課題への対応」の的確性	施工上の課題への対応が工事特性（工事内容、環境条件等）を踏まえて的確であり、特に優れた内容である。	20.0	/ 20.0
	施工上の課題への対応が工事特性（工事内容、環境条件等）を踏まえて的確であり、優れた内容である。	15.0	
	施工上の課題への対応が工事特性（工事内容、環境条件等）を踏まえて的確であり、特に良い内容である。	10.0	
	施工上の課題への対応が工事特性（工事内容、環境条件等）を踏まえて的確であり、良い内容である。	5.0	
	施工上の課題への対応が工事特性（工事内容、環境条件等）を踏まえて的確である。	0.0	

② 企業の施工能力の評価

評価項目	評価基準	配点	得点
平成 27 年度から入札公告日までに通知された工事成績評定点（5 件以内）	$\text{工事成績評価} = \sum [(Y_n - 65) \times \beta_n] \times 20 / 112.5$ 評価は整数（小数第 1 位を四捨五入） < 20 点を上限とする > Y _n ：工事成績評定点（5 件まで申告） β _n ：請負金額（しゅん工事）の補正係数 ・ 2,500 万円以上の場合：β=1.5 ・ 1,000 万円以上 2,500 万円未満の場合：β=1.2 ・ 1,000 万円未満の場合：β=1.0	0～20	/ 20.0
登録基幹技能者	登録基幹技能者の活用	2.0	/ 2.0
	上記以外	0.0	
ISO 等	ISO9001、ISO14001、エコアクション 21 のいずれかを取得等	5.0	/ 5.0
	上記以外	0.0	

手持ち工事数	徳島県が発注する当初設計金額が 3,000 万円以上の管工事（給排水、給湯、衛生、ガス又は浄化槽設備の工事で建築に係るものに限る。）の手持ち工事数が 0 件	20.0	/ 20.0
	徳島県が発注する当初設計金額が 3,000 万円以上の管工事（給排水、給湯、衛生、ガス又は浄化槽設備の工事で建築に係るものに限る。）の手持ち工事数が 1 件以上	0.0	

③ 配置予定技術者の施工能力の評価

評価項目	評価基準	配点	得点
平成 27 年度から入札公告日までに通知された工事成績評定（入札公告日時点で 45 歳未満の場合は、平成 22 年度から入札公告日までに通知された工事成績評定）（3 件以内）	$\text{工事成績評価} = \sum [(Y_n - 65) \times \beta_n] \times 20 / 67.5$ 評価は整数（小数第 1 位を四捨五入） < 20 点を上限とする > Y_n : 工事成績評定（3 件まで申告） β_n : 請負金額（しゅん工事）の補正係数 ・ 2,500 万円以上の場合 : $\beta = 1.5$ ・ 1,000 万円以上 2,500 万円未満の場合 : $\beta = 1.2$ ・ 1,000 万円未満の場合 : $\beta = 1.0$	0~20	/ 20.0

④ 地域貢献度の評価

評価項目	評価基準	配点	得点
地域防災力 （災害時支援協定）	協定の締結	5.0	/ 5.0
	上記以外	0.0	
県内企業活用 （県内下請け） （除外する工種は別表に記載）	全ての一次下請契約を県内企業と締結する計画を提出又は全て自社施工を行う計画を提出	5.0	/ 5.0
	上記以外	0.0	

「除外する工種」	浄化槽設備工事に限り、県内企業活用（県内下請け）の評価から除外する。
----------	------------------------------------

⑤ 地域精通度の評価

評価項目	評価基準	配点	得点
地域精通度 （地区内の範囲は、次の表に記載）	主たる営業所が県央<徳島・旧鳴門>地区内にある	20.0	/ 20.0
	上記以外	0.0	

「県央<徳島・旧鳴門>地区内」の範囲	徳島市、鳴門市、小松島市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、神山村、松茂町、北島町、藍住町、板野町
--------------------	--

⑥ 企業の施工能力（表彰）の評価

徳島県県土整備部が実施した令和 6 年度優良工事表彰、優良下請工事表彰（以下「優良工事表彰等」という。）を受賞した者は得点を加点する。ただし、得点を加点した後も評価項目①から⑤までの配点の合計を超えないものとする。

評価項目	評価基準	配点
優良工事表彰等 （県土整備部関係）の 受賞状況	優良工事表彰等における知事賞の受賞	5.0
	優良工事表彰等における部長賞の受賞	2.0
	上記以外	0.0

※ J V 工事における被表彰者については、加算点を出資比率に応じて構成企業に按分するものとする。
 ただし、按分により小数部分がある場合には、小数第 1 位を四捨五入するものとする。

⑦ 配置予定技術者の施工能力（表彰）の評価

徳島県県土整備部が実施した令和6年度優良建設技術者表彰を受賞した技術者を配置予定技術者として申請する場合に得点を加算する。ただし、得点を加算した後も評価項目①から⑤までの配点の合計を超えないものとする。

評価項目	評価基準	配点
優良建設技術者表彰 (県土整備部関係)の 受賞状況	優良建設技術者表彰における知事賞の受賞	3.0
	優良建設技術者表彰における部長賞の受賞	1.0
	上記以外	0.0

※配置予定技術者を複数申請した場合は、受賞技術者の加算点を算出する場合に得点を加算する。

⑧ 低入札による減点措置

この入札は「総合評価落札方式の実施方針」11の(2)に規定する低入札工事に対する減点措置の対象となる。

建設工事の種類が「管工事」である徳島県発注工事（総合評価落札方式）において、低入札価格調査基準価格を下回った価格で落札した者で、開札日が減点措置の期間中にある者（以下「減点対象者」という。）の行った入札の評価に当たっては、減点措置を実施するものとする。

この入札で特定建設工事共同企業体の構成員の中に減点対象者がある場合には、最も減点措置の大きい者に対する減点を適用する。

2 総合評価の方法

予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者（失格となった者を除く。）に対して、次の方法により算出される「評価値」をもって総合評価を行う。

評価値＝（基礎点＋加算点）÷入札価格（単位：億円）

基礎点：入札に必要なとなる参加資格要件を満足する場合に100点とする。

加算点：「1 入札の評価に関する基準」に基づき、次の方法により算出する。

加算点＝（1①～⑦の得点の合計＋⑧の減点（該当する場合））÷137点（1①～⑤の配点の合計）×30点

なお、評価値は、小数第3位（小数第4位四捨五入）止めとする。

加算点は、小数第1位（小数第2位四捨五入）止めとする。

入札価格は、億円単位とし、小数第5位（小数第6位切り上げ）止めとする。

3 低入札工事に対する減点措置

この入札で、低入札価格調査基準価格を下回った額で落札した者は、「減点措置の対象部局」に記載された期間、低入札工事に対する減点措置として総合評価落札方式において、20点減点される。ただし、この工事において次の表に記載する期間内に工事しゅん工承認を通知した場合は、減点措置の期間を工事しゅん工承認の通知日までとする。

なお、減点措置の対象となる入札は、建設工事の種類がこの入札と同じものに限るものとし、減点は累積する。

減点措置の対象部局

減点措置の期間	部 局
落札決定日の翌日から契約締結日の前日まで	県土整備部（万代庁舎に限る）
契約締結日から起算して1年間	全ての発注部局

4 手持ち工事数措置期間

この入札は、総合評価に関する評価項目「手持ち工事数」の対象工事であり、この工事を受注した者は、次の表に記載する期間（手持ち工事数措置期間）において、手持ち工事を有するものとする。ただし、この工事において次の表に記載する期間内に工事しゅん工承認を通知した場合は、当該通知日までとし、発注者が手持ち工事数措置期間の変更通知等をした場合は、これによるものとする。

なお、徳島県公共工事標準請負契約約款（以下「約款」という。）第47条又は第48条により契約を解除した場合は、約款第50条第1項に基づく出来形部分の引渡しを行った日までとする。

手持ち工事数措置期間	契約締結日から令和8年10月31日まで
------------	---------------------

『総合評価に関する事項』に係る留意事項等

- ★この入札は、入札後審査方式一般競争入札により行うため、落札候補者として決定された者を除き、原則として、提出された入札参加資格確認資料のみで入札参加資格の確認（審査）及び総合評価を行うので、指定された様式等への記述に際し、次の内容を十分確認した上で、記述漏れ、記述間違いのないよう注意すること。

なお、審査は申請書等を印刷して行うので、申請書の各ページには、必ず「商号又は名称」を記述すること。記述漏れとなったページにより、参加資格が確認できない場合については、無効、評価基準が確認できない場合については、加算点の算出を行わないものとする。

■簡易な施工計画の評価

- 総合評価（簡易な施工計画）申請書（様式2）により評価するので、この申請書様式に添えた「記述上の留意点」に十分注意して記述すること。

■簡易な施工計画に関する参考資料

- 簡易な施工計画に記述した工事材料、施工方法等の機能、性能等を補足説明するため、参考となる資料を提出することができる。ただし、電子入札システムにより参考となる資料（PDF形式の電子ファイルに限る。）を提出する場合は、入札参加資格確認資料も含めファイル容量の合計は3メガバイト以内の制限がある。

なお、当該参考資料に限っては、徳島県電子入札システム運用基準4-5に関わらず、持参又は郵送（書留郵便に限る。）による書面での提出も可能とする。

当該参考資料のみ書面による分割提出を行う場合は、徳島県電子入札システム運用基準4-6（1）の目録ファイルの提出については、省略してもよい。

ア 提出期限

入札公告に明示する入札参加資格審査申請書等の提出期限

イ 提出場所

入札公告に明示する「問い合わせ先」の「(1) 入札に関すること」に記載の場所

■企業の施工能力の評価

- 総合評価加算点等算出資料申請書により評価するので、この申請書に示した「注意事項」に十分注意して記述すること。

○評価項目（工事成績）

- ・工事成績の評価は、「企業の施工能力」に記述された次の方法により算出する。

$$\text{工事成績評価} = \Sigma \left[(Y_n - 65) \times \beta_n \right] \times 20 / 112.5$$

Y_n : 工事成績評定点

β_n : 請負代金額の補正係数 最終請負代金額が 2,500 万円以上の場合 : $\beta = 1.5$

1,000 万円以上 2,500 万円未満の場合 : $\beta = 1.2$

1,000 万円未満の場合 : $\beta = 1.0$

- ・工事成績評定点は、5件まで申告することができる。

- ・工事成績評定点は、平成27年度からこの入札の公告日までの間に徳島県若しくは国の行政機関から工事成績評定要領等に基づき通知されたもの、又は国が実施する公共建築工事に関する工事成績の相互利用における「工事成績評定相互利用対象工事」であって、平成27年度からこの入札の公告日までの間に通知されたものに限る。

参考：国土交通省のホームページ (http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000001_1.html)

- ・工事成績評定点は、建設工事の種類が「管工事」の場合に限る。

- ・特定建設工事共同企業体の工事成績評定点は、その構成員として出資比率20パーセント以上の場合に限る（ただし、経常JVでの実績については、経常JVとしての出資比率が20パーセント以上であれば評価する。経常JVを構成する単体企業の出資比率まで算定するものではない。）。

○評価項目（登録基幹技能者）

- ・この入札の工事に含まれる任意の工種に係る登録基幹技能者が1名以上現場作業に従事する場合に評価する。

- ・従事期間は当該工種の現場作業期間とし、自社又は主たる営業所が徳島県内にある下請企業に所属する登録基幹技能者及び下請企業に所属する県内在住の登録基幹技能者に限る。

○評価項目（ISO等）

- ・入札公告日における取得等の状況の評価する。

- ・入札公告日において、有効期限切れの場合は評価対象外とするが、入札公告日に更新手続き中（更新審査終了済）であり、かつ、落札候補者の段階で更新手続きが完了している場合には評価する。

○評価項目（手持ち工事数）

- ・手持ち工事数は、徳島県が発注した当初設計金額 3,000 万円以上の「**管工事（給排水、給湯、衛生、ガス又は浄化槽設備の工事で建築に係るものに限る。）**」について、受注した工事の「手持ち工事数措置期間」に、この入札の入札参加資格審査申請書等の提出期限が含まれる工事の受注件数をいう。ただし、この入札の入札参加資格審査申請書等の提出期限の前日までに工事しゅん工承認の通知を受けている工事は、手持ち工事数に含まない。
- ・特定建設工事共同企業体として受注した工事は、令和 7 年 3 月 31 日までに契約した工事については代表構成員の手持ち工事と見なす（代表以外の構成員は手持ち工事と見なさない。）。令和 7 年 4 月 1 日以降に契約した工事は、全ての構成員の手持ち工事と見なす。

■配置予定技術者の施工能力の評価

- 総合評価加算点等算出資料申請書により評価するので、この申請書に示した「注意事項」に十分注意して記述すること。
- ・配置予定技術者は、開札日時時点で雇用期間が 1 年未満の場合には、総合評価における配置予定技術者の評価対象としないので注意すること。
- ・配置予定技術者は、最大 3 名まで申請できるが、複数申請した場合は、加算点の最も低い者の評価を採用するので注意すること。
- ・配置予定技術者の評価は、工期の 2 分の 1 を超える期間において、現場代理人、監理技術者補佐、（特例）監理技術者又は主任技術者として従事した経験を対象とする。
- ・施工管理技士等保有資格の記載に当たっては、入札参加資格要件と評価基準に留意すること。
- ・低入札価格調査制度に基づき、増員して配置した技術者として従事した工事の経験等は評価の対象としない。

○評価項目（工事成績）

- ・工事成績の評価は、「**配置予定技術者の施工能力**」に記述された次の方法により算出する。

$$\text{工事成績評価} = \Sigma \left[(Y_n - 65) \times \beta_n \right] \times 20 / 67.5$$

Y_n : 工事成績評定点

β_n : 請負代金額の補正係数 最終請負代金額が 2,500 万円以上の場合 : $\beta = 1.5$
1,000 万円以上 2,500 万円未満の場合 : $\beta = 1.2$
1,000 万円未満の場合 : $\beta = 1.0$

- ・工事成績評定点は、3 件まで申告することができる。
- ・工事成績評定点は、平成 27 年度からこの入札の公告日までの間に徳島県若しくは国の行政機関から工事成績評定要領等に基づき通知されたもの、又は国が実施する公共建築工事に関する工事成績の相互利用における「工事成績評定相互利用対象工事」であって、平成 27 年度からこの入札の公告日までの間に通知されたものに限る。ただし、入札公告日時点で配置予定技術者が 45 歳未満の場合（満 45 歳の誕生日が入札公告日の 2 日後以降の場合（年齢計算ニ関スル法律に基づく））は、平成 22 年度からこの入札の公告日までの間に通知されたものとする。また、入札参加者が下記に示す方法で評価期間の加算を申請した場合は、申請した年数を加算した期間とする。

参考：国土交通省のホームページ (http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000001_1.html)

- ・工事成績評定点は、建設工事の種類が「**管工事**」の場合に限る。
- ・特定建設工事共同企業体の工事成績評定点は、その構成員として出資比率 20 パーセント以上の場合に限る（ただし、経常 J V での実績については、経常 J V としての出資比率が 20 パーセント以上であれば評価する。経常 J V を構成する単体企業の出資比率まで算定するものではない。）。

○配置予定技術者の工事成績に係る評価期間の加算申請

- ・配置予定技術者が平成 27 年度からこの入札の公告日までの間に妊娠、出産、育児、介護（以下「**出産・育児等**」という。）を理由とした一時休業を通算で 1 年間（365 日）以上取得している場合は、別に示す「**出産・育児等に配慮した技術者評価の実施要領**」に基づき、配置予定技術者の工事成績に係る評価期間を加算することができる。ただし、入札公告日時点で配置予定技術者が 45 歳未満の場合（満 45 歳の誕生日が入札公告日の 2 日後以降の場合（年齢計算ニ関スル法律に基づく））は、平成 22 年度からこの入札の公告日までの間に**出産・育児等**を理由とした一時休業を取得している場合とする。

■地域貢献度の評価

- 総合評価加算点等算出資料申請書により評価するので、この申請書に示した「注意事項」に十分注意して記述すること。
- 評価項目（地域防災力：災害時支援協定）
経営事項審査における「その他の審査項目（社会性等）」に規定される防災協定のうち、次の事項を満足するもの。

- ・徳島県内の公共土木施設のみを対象としたもの
- ・防災協定そのものが事実上の請負契約や期間委託契約とみなされないもの

■地域精通度の評価

○評価項目（地域精通度）

- ・「主たる営業所」とは、建設業法上の「主たる営業所」とする。

■表彰の評価

（１）評価の対象となる者

評価の対象となる者は、入札公告日の前年度において、県土整備部で行われた次の表彰制度の被表彰者とする。

- ① 優良工事表彰
- ② 優良下請工事表彰
- ③ 優良建設技術者表彰（優良建設技術者賞、若手優良建設技術者賞）

（２）評価の対象となる表彰

評価の対象となる表彰は、この入札と建設工事の種類が同じものに限るものとする。ただし、ＩＣＴ活用工事部門での表彰は、ＩＣＴ活用工事の場合に限り評価の対象とする。

（３）評価の方法

評価の方法は、対象となる者の加算点を算出するに際して、次のとおり得点を加点するものとする。ただし、その得点は配点の合計に含めないものとし、加点後の得点が配点の合計を超えないものとする。

○企業の施工能力

- ① 優良工事表彰（知事賞：５点、部長賞：２点）
- ② 優良下請工事表彰（部長賞：２点）

※ＪＶ工事における被表彰者については、加算点を出資比率に応じて構成企業に按分するものとする。

ただし、按分により小数部分がある場合には、小数第１位を四捨五入するものとする。

※評価は、いずれか一つの表彰に限る。

○配置予定技術者の施工能力

- ① 優良建設技術者表彰（知事賞：３点、部長賞：１点）

※受賞技術者を配置予定技術者として申請する場合に限る。